

どなたでも参加できる健康に関するイベントが盛りだくさん！

病院まつり

問合せ 市民病院管理課管理G
☎28-5151 内線2202

日時 11月2日(土) 午前10時～午後3時
場所 市民病院

内容

- ・公開講座「聞こえの話」
- ・体験コーナー
- ・ヘリポート見学(雨天・強風時中止)
- ・キッチンカーによる軽食販売 など

ふれあい病院探検ツアー

時間 午前の部 午前10時30分～正午
午後の部 午後1時～2時30分
対象 小学生(保護者同伴)
定員 各20人(定員になり次第締切)
申込 当日午前9時45分から会場内で受付



▲詳細はこちら

全18種類

小路名板カードをゲットしよう

問合せ 産業振興課商工・観光・企業誘致G ☎55-9663

「津島市案内板・小路名板マップ」を片手に津島駅西部地域に存在する歴史や趣のある道路である「小路」を巡った記念に、カードを手に入れませんか。

配布開始日 10月8日(火)

※カードには数に限りがあり、無くなり次第配布を終了します。

※時期によって、配布されるカードの種類が異なりますのでご注意ください。

配布条件

- ①「津島市案内板・小路名板マップ」に掲載されている各小路を巡り、名板の写真を撮影する。
 - ②観光交流センターのスタッフに写真を提示する。
- ※撮影された名板の写真と同じ名板カードを配布します。

配布場所

観光交流センター ※マップの配布も行います。



▲カードのイメージ



第6回尾張津島お月見灯路

問合せ 尾張津島お月見灯路実行委員会 ✉otsukimitoro@gmail.com

灯籠の灯りで飾られる津島霊場会寺院を、夜に巡ってみませんか。ほかにも津島神社等で灯りをテーマにしたイベントを開催します。

日時 10月25日(金)～27日(日)
午後5時30分～8時30分(ライトアップ時間)
※27日(日)は午後8時まで

場所 市内各所(津島霊場会各寺院境内、津島神社境内等)

- 内容
- ・夜の御朱印巡り
 - ・狐の嫁入り道中行列
 - ・地元学生によるプロジェクションマッピング など

※詳細はイベント公式ホームページをご確認ください。

参加費 無料

主催 NPO法人まちづくり津島

共催 津島霊場会

主管 尾張津島お月見灯路実行委員会

後援 市、市教育委員会など



児童扶養手当制度が一部改正となります

11月1日から児童扶養手当法等の一部が改正され、制度が一部変更されます。

①所得限度額の引上げ

受給資格者の全部支給・一部支給に係る所得限度額が引上げとなります。

※扶養義務者等の所得限度額は変更ありません。

②第3子以降の加算額の引上げ

第3子以降の児童に係る加算額が第2子に係る加算額と同額に引上げとなります。

※11月分の手当から所得限度額および加算額の引上げが適用されますが、

11月分および12月分の手当については、2カ月分の支給月である令和7年1月に支払われます。

問合せ 子育て支援課子育て支援G ☎24-1121



扶養親族等の数	受給者本人							
	全部支給となる所得限度額				一部支給となる所得限度額			
	収入額の目安(万円)		所得額(万円)		収入額の目安(万円)		所得額(万円)	
	これまで	11月分 から	これまで	11月分 から	これまで	11月分 から	これまで	11月分 から
0人	122	142	49	69	311.4	334.3	192	208
1人	160	190	87	107	365	385	230	246
2人	215.7	244.3	125	145	412.5	432.5	268	284
3人	270	298.6	163	183	460	480	306	322
4人	324.3	352.9	201	221	507.5	527.5	344	360

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。
 ※児童の父(または母)から支払われる養育費についてはその金額の8割が所得に加算されます。

		10月分まで	11月分から
第1子	全部支給	45,500円	45,500円
	一部支給	45,490円～10,740円	45,490円～10,740円
第2子加算額	全部支給	10,750円	10,750円
	一部支給	10,740円～5,380円	10,740円～5,380円
第3子以降加算額	全部支給	6,450円	10,750円 (第2子加算額と同じ)
	一部支給	6,440円～3,230円	10,740円～5,380円 (第2子加算額と同じ)

※一部支給は所得に応じて支給額が決定されます。

集え つしまのアイドル

～広報紙でお子さんと一緒に思い出の1ページを作りませんか?～

ID 917070713 問合せ シティプロモーション課広報・プロモーションG ☎55-9584

募集条件

市内在住の3歳までのお子さん(申込時点)

申込方法

市LINE公式アカウントを友だち追加(下記二次元コードから)のうえ、専用の申込フォームからお申し込みください。

※お申し込みいただいても、必ず掲載をお約束するものではありません。

掲載方法

令和7年1月号以降、毎月若干名ずつの掲載を予定しています。

※申込状況により、変更する場合があります。

素敵なお写真のお申し込み
たくさんお待ちしております!



※写真はイメージです



申込フォームは
こちらから



申込時に必要な情報

- お子さんの名前、生年月日
- お子さんへのメッセージ(文字数の制限あり)
- 申込者の名前、電話番号など

いつ来るか分からない災害に備えましょう

問合せ 危機管理課危機防災G ☎55-9594

災害から身を守るため、「自分の命は自分で守る意識」がとても重要です。日ごろから各家庭で防災対策を話し合い、ハザードマップで自宅の安全を確認しましょう。また、市が発令する避難情報や避難場所開設の情報を適切に受け取り、災害が差し迫った際に、適切な行動をとることができるよう、準備をしておきましょう。

「防災ほっとメール」などの活用を!

市では避難情報等を発令した場合に携帯電話等のメール機能を使って、迅速かつ確実に情報を受け取ることができる「防災ほっとメール」を運用しています。

また、LINEでも災害情報を配信しています。携帯電話等で下記二次元コードから登録をお願いします。



▲防災ほっとメール



▲LINE

ハザードマップを確認しましょう

地域にどのような災害リスクがあるのかを災害が発生する前に、日ごろから確認しましょう。また、ハザードマップはつしま防災ポータルからも確認できます。



▲つしま防災ポータル



指定緊急避難場所について

指定緊急避難場所とは、大雨による河川の洪水等の被害が発生、または被害のおそれがある場合に、市が発令する高齢者等避難や避難指示にあわせて開設するものです。市では市内8小学校を、指定緊急避難場所として開設します。

安全な親戚・知人宅、ホテル等の宿泊施設への避難

小学校等の避難場所だけが避難先ではありません。災害の危険がない安全な場所に住んでいる親戚や知人宅・ホテル等への避難を検討しましょう。普段から災害時に避難することを相談しておきましょう。

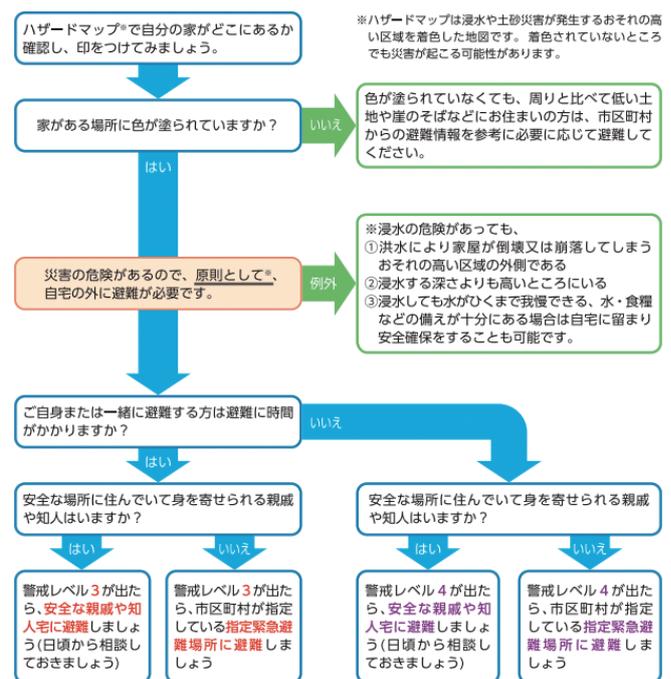


避難行動を確認しましょう

避難とは「難」を「避」けることです。台風や洪水等の水害時、以前は、避難情報が発令された際に体育館などの指定緊急避難場所へ立退き避難をすることが原則でし

た。しかし近年は、感染症のまん延やペット同伴などの問題から、指定緊急避難場所以外へ避難することも推奨されています。下記の避難行動判定フローで条件を確認して、安全と快適を兼ね備えた空間へ早い段階での避難を検討してください。

あなたがとるべき避難行動は? 必ず取組みましょう



※市災害対策本部が状況を総合的に判断して発表します。

警戒レベル	避難情報等	避難行動等
5	緊急安全確保	既に災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をしましょう
4	避難指示	速やかに危険な場所から避難先へ避難しましょう。
3	高齢者等避難	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等)とその支援者は危険な場所から避難をしましょう。

屋内安全確保

次の3つの条件が確認できれば、浸水の危険があっても自宅で避難することも可能です。

- ①自宅が家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない(日光川沿いの一部地域が家屋倒壊等氾濫想定区域です)。
- ②2階や3階などの居室が洪水ハザードマップの浸水深より高い位置にある。
- ③水がひくまでの水や食料などの備えが十分にある(災害時には水、食料、薬等の確保が困難になるほか、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれがあります)。

